

太 情 審 答 申 第 2 号

平 成 2 4 年 9 月 2 6 日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年8月17日付太都発第147号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「駅周辺整備事業費用が計算された2枚の資料」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

常陸太田市長が、「駅周辺整備事業費用が計算された2枚の資料」について、非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 平成24年6月13日、異議申立人（以下「申立人」という。）は、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対し常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定により、「駅周辺整備事業費用が計算された2枚の資料」（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行なった。

(2) 平成24年6月20日、実施機関は、本件請求に対して、請求内容に合致した文書はないとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

(3) 平成24年7月10日、申立人は本件処分を不服として、実施機関に対して、本件処分を取り消し、本件請求文書の公開を求める異議申立てを行なった。

(4) 異議申立ての理由は、本件請求文書は存在しており、文書不存在は明らかな証拠隠蔽工作であり、非公開決定通知は公文書偽造となり違法であるというものである。

3 実施機関の非公開決定の理由

本件請求文書は、申立人から説明を求められていた駅周辺整備事業について、副市長が申立人に直接説明を行うにあたり、説明に同席した本事業所管課（以下「所管課」という。）の担当職員が、便宜上個人的に作成した任意の資料（メモ）であり、工事名・契約額・工期・工事請負業者等が記載されたものである。

本件請求文書は、条例・規則等に定める様式や補助金申請等に用いる所定様式に基づいて作成したものではなく、決裁や会議資料等にも使用していない。

このため、本件請求文書は、公文書として保存する必要はなく、申立人への説明後に破棄し、パソコンデータも削除している。

以上の理由から、本件請求文書は不存在であると判断し、本件請求を非公開とした。

4 審査会の判断

(1) 本件請求文書の不存在について

申立人は、駅周辺整備事業に関して、実施機関に対する情報公開請求や内容の説明を繰り返し求め、これに対し、実施機関は本条例に基づく情報公開及び任意の説明を繰り返し行っている。

本件請求文書は、副市長が申立人に直接説明を行うにあたり、説明に同席した所管課の担当職員が、便宜上個人的に作成したものである。

所管課の担当職員は、副市長が申立人に説明を終えた後、本件請求文書を破棄処分し、作成したパソコンのデータも削除しているため、本件請求文書は存在していない。

市では、普段の業務の中で、条例等に基づき定められた書式で作成する文書等の外に、メモ等任意で作成される数多くの資料があり、これらを全て保存し公開することは妥当なこととは思われない。

本件請求文書は、条例等に基づき作成した文書や会議資料等に用いられた文書ではなく、説明にあたり便宜上個人的に作成したものであり、保存の必要性はないと考えられる。

また、本条例第2条第2項において、「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとの規定があり、本件請求文書は、所管課の担当職員が、便宜上個人的に作成したもので、組織的に用いておらず、保有もしていないことから、本条例に規定する「情報」には該当しないと考えられる。

さらに、本件請求文書は、既に申立人に公開されている資料に記載されている内容で、申立人がこれらの資料の中から本件請求文書の内容を読み取ること

も可能である。

したがって、実施機関が、本件請求文書が存在しないことによる本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

(2) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
平成24年8月17日	・実施機関から諮問書を受理
平成24年8月29日	・審議